### 平成15年1月21日

### 裁判所の人的態勢の充実について

#### 最高裁判所事務総局

#### 1 司法制度改革審議会意見

- ・ 全体としての法曹人口の増加を図る中で,裁判官を大幅に増員すべきである。
- ・ 裁判所書記官等の裁判所職員の質,能力の向上を一層推し進めるとともに, その適正な増加を図っていくべきである。
- ・ 司法を支える人的基盤については,行政改革を円滑に実施する観点からも, その飛躍的な増大を図っていくことが必要不可欠であって,そのために,法的 措置を含め大胆かつ積極的な措置をとるべきである。

#### 2 裁判所の人的態勢の充実化方策

- 人的態勢検討の基本的な視点【資料1】裁判所においては、以下の要素が人的態勢検討の基本的な視点となる。
  - ・ 業務量(タスク)の総体は申し立てられる事件の数と内容によって定まる。 特に裁判は、関係者の共同作業であり、またその手順と方法が法定されているという特徴がある。
  - ・ 事件処理の質(クオリティ=適正・迅速)を全国的視点で維持・向上させ ることが必要
  - · 事件処理の在り方(システム)について常に改善を重ねることが必要
- 裁判所の人的態勢の現状【資料2,3】・諸外国との比較【資料4】
- 司法制度改革に対応する増員に関する基本方針
  - 増員に当たって考慮すべき要素【資料5】
    - ・ 民事事件,刑事事件等のより適正かつ迅速な処理,専門的な事件への的 確な対応
    - 裁判官制度改革への対応
    - 事件増加への対応
  - ・ 最高裁判所は,司法制度改革審議会において,「裁判所の人的態勢を充実 させる方策について,**訴訟の迅速化・専門化への対応等**のために試算すると, 今後**10年間で約500人**の裁判官の増員が必要である。」,さらに,「**今 後の事件増**に応じてこの約500人に**プラスアルファ**した増員が必要であ

る。」,「裁判所職員についても適切な増員が必要である。」との意見を陳述【資料 6 】

- 平成15年度増員要求(内示予算の状況)【資料7】
  - · 裁判官45人(判事30人,判事補15人),裁判所書記官47人,家庭 裁判所調査官5人
  - ・ 審議会後の裁判所の増員は,事件動向を踏まえて,迅速化の要請に応え, 専門訴訟への対応強化を目指すものであり,・の基本方針に従った計画性を もった増員の一部として位置付けられる。

過去10年間(平成5年度から平成14年度まで)で裁判官259人の増員。平成14年度と平成15年度の2年間で裁判官90人の増員予定【資料8,9】

### 3 司法制度改革の展開によって新たに生じてきた増員の要因【資料10】

• 迅速化法の実施に伴う人的手当

「すべての裁判を2年以内に」という新たな目標を達成するためには,司法制度の基盤強化や司法制度に関する基本的な枠組みの見直しとともに,司法制度の基盤強化の一環として,裁判所の人的態勢について更なる充実強化が必要不可欠。

- 法曹養成制度改革への対応
  - ・ 法科大学院への裁判官教員の派遣 裁判官を実務家教員として派遣するための措置を検討中。派遣者に代替す る事件処理態勢を確保するに足りる判事の増員が必要不可欠。
- 今後予想される改革に伴う増員の要因
  - 裁判員制度の導入に伴う人的態勢の充実
  - ・ 専門処理態勢の拡充に伴う人的態勢の充実
  - ・ 法曹人口の増加に伴う事件増加への対応 これらについては,他の政策等との関連を検証しつつ,実証的な検討が必要。

#### 4 増員を可能とする優秀な人材確保の必要性

- ・ 裁判所の事件処理能力を充実強化し、人的態勢の充実を図っていくためには、 定員枠の増加だけでなく、優秀な人材を安定的に確保することができる体制を 整備する必要。
- ・ 司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保していくため,裁判官の給源の多様化・多元化を図り,弁護士からの任官を拡大することが極めて重要。

・ 裁判所職員についても、紛争の複雑困難化に対応し、事件処理を的確に行う ためには、適正な増員及び資質向上が不可欠。裁判所職員総合研修所構想は、 資質向上のための一方策。

### 5 まとめ

・ 中長期的な計画性をもった増員の必要性

裁判所としては、社会の要請を真摯に受け止めつつ、実証的、現実的な視点を維持しながら、計画性をもった裁判官及び裁判所書記官等の裁判所職員の増員を図っていきたい。

# 提出資料目録

## 最高裁判所事務総局

資料 1	人的態勢検討の基本的な視点
資料 2	裁判所職員(執行官を除く)の定員(平成14年度)
資料 3	我が国の法曹人口の推移
資料4	諸外国の法曹人口との比較
資料 5	増員に当たって考慮すべき要素
資料 6 - 1	裁判所の人的態勢の充実について(概要)
資料 6 - 2	裁判官の増員による効果
資料7	平成15年度増員要求(内示予算)について
資料8	過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移
資料9-1	民事訴訟事件数(第一審)
資料9-2	民事通常第一審訴訟事件平均審理期間
資料9-3	不動産執行事件数
資料9-4	不動産執行事件平均処理期間
資料9-5	破産事件数
資料9-6	破産事件平均処理期間

資料10 裁判官の人的態勢の充実

# 人的態勢検討の基本的な視点

# 業務量

# (タスク)

- ·事件の数 民事訴訟,刑事訴訟, 破産,執行,家事,少年
- ・事件の内容 大規模事件,複雑困難事 件,専門的知見を要する 事件

# 事件処理の**質** (クオリティ)

- ・事件の内容に応じた 審理に基づく的確な 判断や処理
- ・審理期間の短縮

# 事件処理の在り方

- ・裁判手続に関する運 用面での見直し
- ・IT等のツールの活用に よる効率化
- ・手続に関する制度の改革
- ・基盤となる制度の改革 法曹養成制度 裁判官制度

# 裁判所職員(執行官を除く)の定員(平成14年度)

	官	联	哉	Í	名		等		定	員(人)
	最高	葛裁長	官・	最高	裁判	事・	高裁	長官		2 3
	判							事		1,445
裁判官	判			Ę	ļ.			補		8 2 0
	簡	易	裁	; <del>)</del>	<u>'</u> IJ	所	判	事		806
				i	i†					3,094
	書			È	3			官		8,278
	速			È	5			官		4 8 5
一般職	家	庭	裁	判	所	調	查	官		1,538
<b>万又 </b>	事			矛	务			官		9,779
	そ			O	D			他		1,974
				Ì	<u>†</u>				2	2,054
	合						計		2	5 , 1 4 8

# 我が国の法曹人口の推移

	裁判官	検察官	弁 護 士	合 計	司法試験 合格者数
昭和24年	2,139 (1,411)	1,667 (930)	5,855	9,661 (8,196)	265
昭和25年	2,261 (1,533)	1,675 (930)	5,862	9,798 (8,325)	269
昭和30年	2,327 (1,597)	1,717 (1,000)	5,994	10,038 (8,591)	264
昭和35年	2,387 (1,687)	1,761 (1,044)	6,439	10,587 (9,170)	345
昭和39年	2,475 (1,760)	1,829 (1,067)	7,128	11,432 (9,955)	508
昭和40年	2,491 (1,760)	1,839 (1,077)	7,395	11,725 (10,232)	526
昭和45年	2,605 (1,838)	1,983 (1,132)	8,888	13,476 (11,858)	507
昭和50年	2,696 (1,905)	2,086 (1,173)	10,528	15,310 (13,606)	472
昭和55年	2,747 (1,956)	2,092 (1,173)	11,759	16,598 (14,888)	486
昭和60年	2,792 (2,001)	2,092 (1,173)	12,937	17,821 (16,111)	486
平成 元年	2,818 (2,017)	2,092 (1,173)	13,900	18,810 (17,090)	506
平成 3年	2,828 (2,022)	2,092 (1,173)	14,433	19,353 (17,628)	605
平成 5年	2,842 (2,036)	2,092 (1,173)	14,953	19,887 (18,162)	712
平成 7年	2,864 (2,058)	2,092 (1,173)	15,540	20,496 (18,771)	738
平成 9年	2,899 (2,093)	2,161 (1,242)	16,398	21,458 (19,733)	746
平成10年	2,919 (2,113)	2,193 (1,274)	16,853	21,965 (20,240)	812
平成11年	2,949 (2,143)	2,223 (1,304)	17,283	22,455 (20,730)	1,000
平成12年	3,019 (2,213)	2,264 (1,345)	17,707	22,990 (21,265)	994
平成13年	3,049 (2,243)	2,294 (1,375)	18,246	23,589 (21,864)	990
平成14年	3,094 (2,288)	2,313 (1,414)	18,851	24,258 (22,553)	1,183

(注) 昭和24・5・31 司法試験法施行

昭和39·8·28 臨時司法制度調査会意見書提出 平成13·6·12 司法制度改革審議会意見書提出

括弧内の数値は,裁判官の欄については簡易裁判所判事,検察官の欄については副検事,合計欄についてはその双方を除いたものである。

### 諸外国の法曹人口との比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
法曹人口	1,038,290	95,124	142,204	38,785	24,258 (22,553)
対人口10万比	375.79	179.67	172.87	66.28	19.06 (17.72)
弁護士数	972,722	89,341	116,282	32,036	18,851
対人口10万比	352.06	168.75	141.36	54.74	14.80
裁判官数	31,292	3,647	20,878	5,093	3,094 (2,288)
対人口10万比	11.33	6.89	25.38	8.70	2.43 (1.80)
弁護士数 裁判官数	31.09	24.50	5.57	6.29	6.09 (8.24)
天事第一審訴訟 新受件数	20,522,515	1,904,946	2,394,979	1,089,516	461,252
刑事第一審訴訟 新受件数(人員)	14,595,603	(71,022)	855,624	(417,057)	115,956

#### (注)

- 1 法曹人口について
  - 日 本 下段括弧内の数は、簡易裁判所判事及び副検事を除いた数
  - イギリス イングランド及びウェールズを対象とする(裁判官数,弁護士数についても同じ)
- 2 弁護士数について
  - 日 本 平成14年4月1日現在の数
  - アメリカ 2002年3月現在,各州で現に活動している者の総数(1,038,290人)から,裁判官及び検察官の数を控除した数
  - イギリス バリスタ(10,334人-2001年11月現在)とソリシタ(82,769人-2000年7月現在)の合計数から非常勤裁判官(ただしDeputy District Judges (Magistrates'Courts)を除く。),検察官の職にあるソリシタ及び法務総裁の数を控除した数
  - ドイツ 外国法事務弁護士を含む(2002年1月現在)
  - フランス 従前の法律顧問を含む弁護士(31,530人), 控訴院代訴士(415人)及びコンセイユデタ・破毀院弁護士(91人)の合計(2001年1月現在) ほかに研修弁護士6,064人がいる。
- 3 裁判官数について
  - 日 本 平成14年度の定員(下段括弧内の数は,簡易裁判所判事を除いた数)
  - アメリカ 最高裁判所,控訴裁判所,地方裁判所,国際通商裁判所,連邦請求裁判所,軍法上訴裁判所,退役軍人裁判所,破産裁判所及び租税裁判所の各裁判官数(連邦治安判事を含む。)の合計の定員(1,752人-2001年12月現在)並びに全米50州及びワシントンD.C.の通常第一審管轄裁判所,上訴審を管轄する裁判所及び制限的第一審管轄裁判所の裁判官数(29,540人。市長及び市議会議員との兼任裁判官は除く。)の合計数
  - イギリス 常勤裁判官(1,306人)及び非常勤裁判官(2,341人)の合計数(2002年3月現在)
  - ドイツ 連邦及び州の各裁判権に属する全裁判官の現在員(2000年12月現在)。試用裁判官を含む
  - フランス 予審判事(545人)及び刑罰適用裁判官(201人)を含む(2002年1月現在)
- 4 民事第一審訴訟新受件数について
  - 日 本 地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(155,541)と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(305,711)の合計(2001)
  - アメリカ 連邦地方裁判所の民事トライアル事件の新受件数(250,907)と州の裁判所の民事トライアル事件(20,271,608。ただし,オクラホマは1997年。 ミシシッピは1999年の統計による。)の合計(2000)
  - イギリス 高等法院大法官部の新受件数(5,803),同女王座部の新受件数(26,876),同技術・建築裁判所の新受件数(344)及びカウンティーコートの民事訴訟事件の新受件数(1,871,923)の合計(2000)
  - ドイツ 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(414,072)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(1,980,907)の合計(2000)
  - フランス 大審裁判所の訴訟事件の新受件数(600,468)と小審裁判所の訴訟事件の新受件数(489,048)の合計(2000)
- 5 刑事第一審訴訟事件新受件数(人員)について(イギリス及びフランスについては、日本の簡易裁判所レベルの裁判所の事件数を含んでいない。)
  - 日 本 地方裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(99,993)と簡易裁判所刑事通常第一審訴訟事件新受人員(15,963)の合計(2001)
  - アメリカ 連邦地方裁判所のトライアル事件の新受件数(62,708。ただし、マジストレイトによるものを除く。)と州の裁判所の刑事トライアル事件の新受件数(14,532,895。ただし、交通事件を除く。メイン及びミシシッピはデータが入手不能のため含まれない。オクラホマは1997年度、ジョージアは1999年度の統計による。)の合計(2000)
  - イギリス クラウンコートの新受件数(71,022)。マジストレイトコートの新受件数については不明であるが,既済件数は1,838,738である。(2000)
  - ドイツ 地方裁判所の訴訟事件の新受件数 (13,836) と区裁判所の訴訟事件の新受件数 (841,788) の合計(2000)
  - フランス 重罪院 (3,370) と軽罪裁判所 (413,687) の合計。違警罪裁判所の新受件数については不明であるが,既済件数は757,668である。(2000)

# 増員に当たって考慮すべき要素

1 民事事件,刑事事件等のより適正・迅速な処理,専門的な事件への的確な対応

### 民事事件

訴訟事件の迅速化(早期に争点を確定,集中的証拠調べなど) 専門的な事件への的確な対応

(専門部設置,専門的知見を有する裁判官の育成など)

新しい手続への対応

(民事再生法,個人再生手続など)

### 刑事事件

訴訟事件の迅速化(連日的開廷など)

複雑困難な事件への的確な対応(専門的処理態勢など)

2 裁判官制度改革への対応

判事補の経験の多様化(弁護士事務所への派遣など) 特例判事補制度の見直し

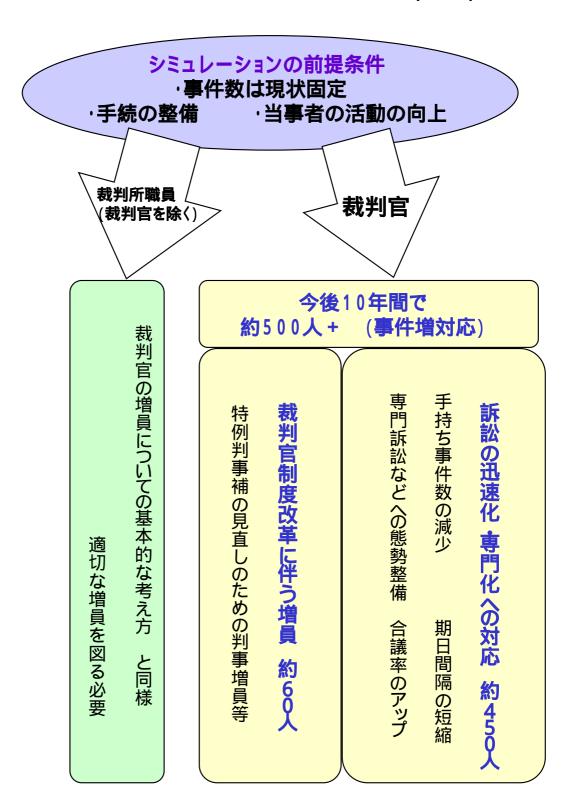
3 事件増加への対応

事務の効率化(ITの導入・簡素化)

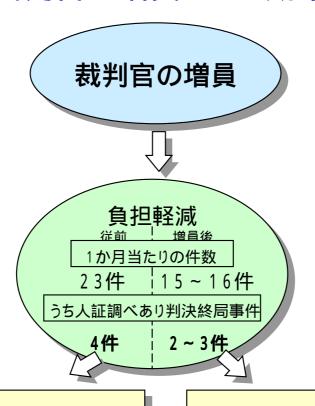
裁判手続の運用面での見直し

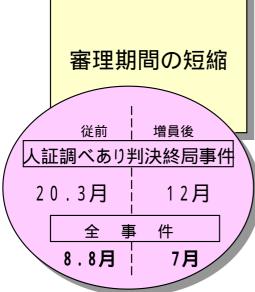
当事者の訴訟活動の改革

## 裁判所の人的態勢の充実について(概要)



# 裁判官の増員による効果





合議率アップ(2倍) による審理の充実

従前		増員後
5 %	   	10%

専門訴訟をはじめとする複雑訴訟への対応強化

# 平成15年度増員要求(内示予算)について

最高裁判所

増員

裁判官45人

(判事30人,判事補15人)

裁判所書記官222人(うち175人は振替)

家庭裁判所調査官30人(うち25人は振替)

定員削減

技能労務職員43人

純増数

裁判官45人

裁判官以外の裁判所職員9人

増員の理由

- 民事訴訟事件の審理充実
- ・ 倒産事件処理の充実強化
- ・ 民事執行法に基づく執行事件処理の充実強化
- 家庭事件処理の充実強化

平成14年度

増員 裁判官45人

(判事30人,判事補15人)

裁判所書記官245人(うち200人は振替)

家庭裁判所調査官5人

定員削減 技能労務職員43人

純増数 裁判官45人

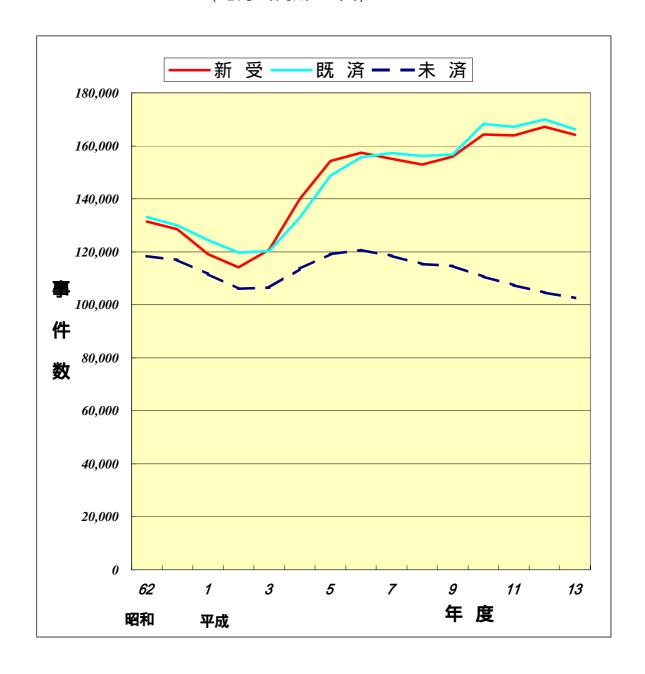
裁判官以外の裁判所職員7人

## 過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移

年	度		増	定員削 減(技能
+	反	裁判官	裁判官以外の職員	労務職 員等)
平成	5年	888 8888 7	<del>222</del> 8 31	32人
平成	6年	2 10	<u> </u>	32人
平成	7年	<u>R</u> 12	RRRRR 53	32人
平成	8年	<u>288</u> 2888 15	<u> </u>	32人
平成	9年	20	150(うち100 <b>は振替</b> )	29人
平成 '	10年	20	250 (うち200は振 <b>替</b> )	29人
平成 '	11年	222 30	<b>246</b> (うち200は振替)	29人
			2 2	
平成 '	12年	222222 70	240(うち200は振 <b>替</b> )	29人
			88 888 5	
平成	13年	30	240(うち200は振替)	36人
			88 888 5	
平成	14年	30	245   245   (うち200は振 <b>替</b> )	43人
		<u>288</u> 15	88 888 5	
合	計	判事 60人	裁判所書記官1,560人(うち1,102人は振替)	323人
		判事補 199人	家庭裁判所調査官15人	
			裁判所調査官 2人	



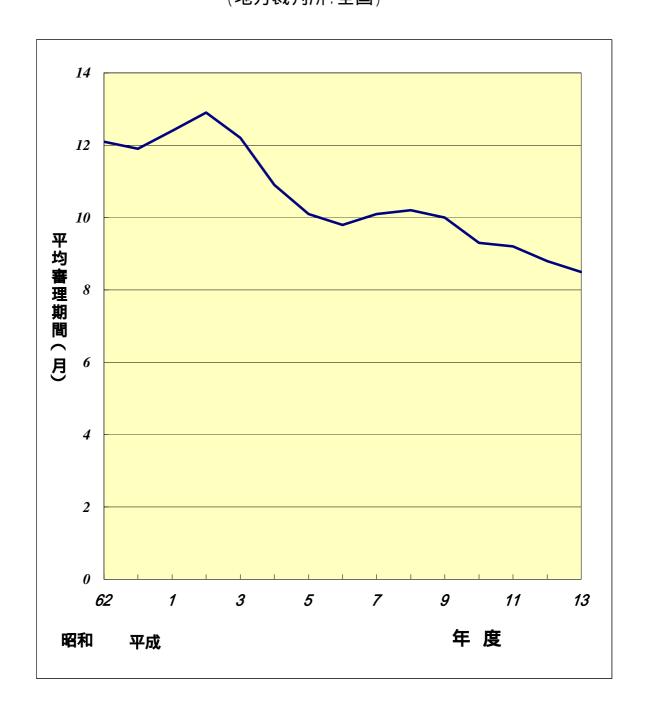
# 民事訴訟事件数(第一審) (地方裁判所:全国)



年 度	新受	既済	未済
昭和 62 年	131,472	133,179	118,358
63	128,546	129,985	116,919
平成 1	119,127	124,384	111,662
2	114,110	119,723	106,049
3	120,774	120,287	106,536
4	139,907	132,927	113,516
5	154,270	148,691	119,095
6	157,395	155,763	120,727

年	度	新 受	既済	未済
平成	7 年	155,077	157,244	118,560
	8	152,937	156,149	115,348
	9	155,952	156,632	114,668
	10	164,249	168,294	110,623
	11	163,919	167,143	107,398
	12	167,213	169,977	104,634
	13	164,150	166,233	102,551

# 民事通常第一審訴訟事件平均審理期間 資料9-2 (地方裁判所:全国)

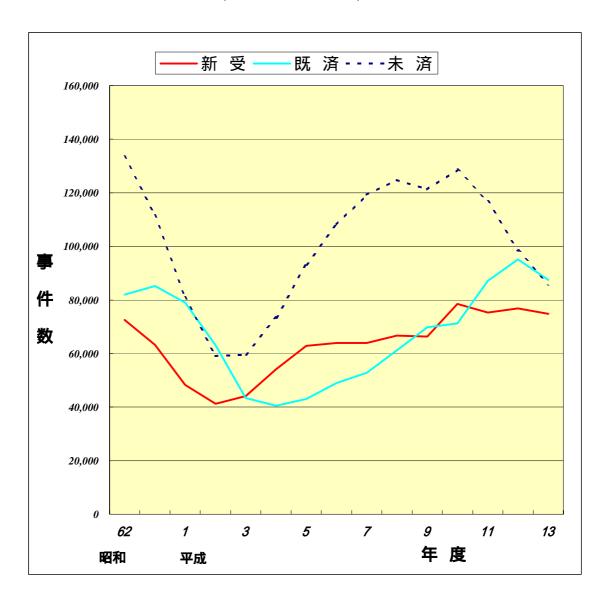


年 度	審理期間(月)
昭和 62 年	12.1
63	11.9
平成 1	12.4
2	12.9
3	12.2

年度		審理期間(月)
平成	4年	10.9
	5	10.1
	6	9.8
	7	10.1
	8	10.2

年 度	審理期間(月)
平成 9年	10.0
10	9.3
11	9.2
12	8.8
13	8.5

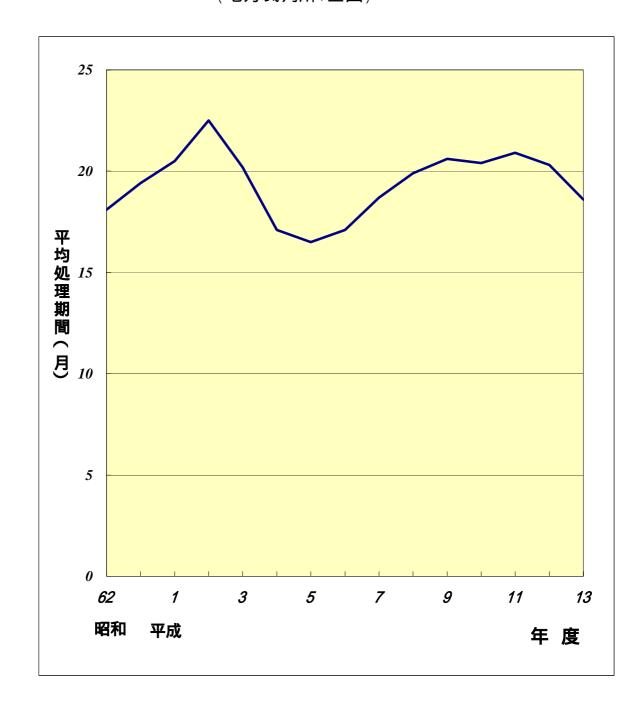
### 不動産執行事件数 (地方裁判所:全国)



年 度	新 受	既済	未済
昭和 62 年	72,582	81,987	133,510
63	63,258	85,207	111,561
平成 1	48,334	78,982	80,913
2	41,179	63,083	59,009
3	44,055	43,390	59,674
4	54,105	40,466	73,313
5	62,891	42,987	93,217
6	63,905	49,029	108,093

年	度	新 受	既 済	未済
平成	7年	63,966	52,825	119,234
	8	66,649	61,169	124,714
	9	66,301	69,758	121,257
	10	78,538	71,256	128,539
	11	75,242	87,063	116,718
	12	76,852	95,102	98,468
	13	74,784	87,481	85,771

# 不動産執行事件平均処理期間 (地方裁判所:全国)

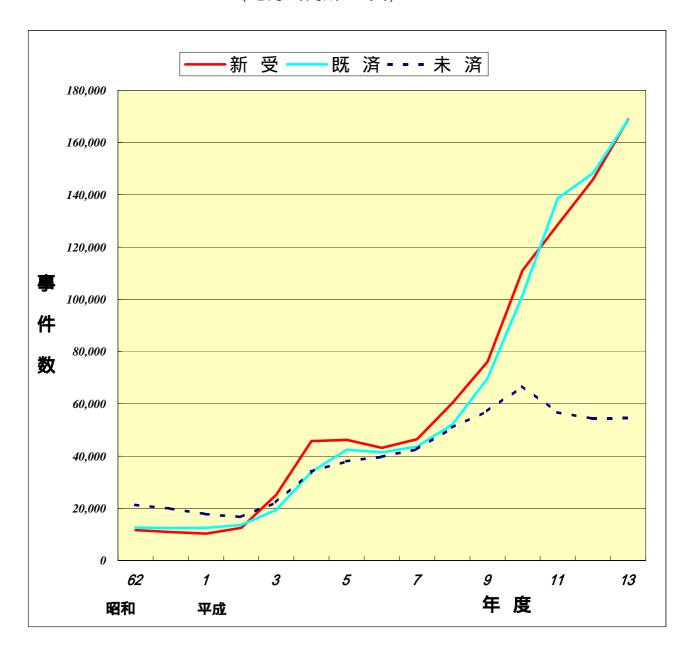


年度	処理期間(月)
昭和 62 年	18.1
63	19.4
平成 1	20.5
2	22.5
3	20.2

年度	処理期間(月)
平成 4年	17.1
5	16.5
6	17.1
7	18.7
8	19.9

年 度	処理期間(月)
平成 9年	20.6
10	20.4
11	20.9
12	20.3
13	18.6

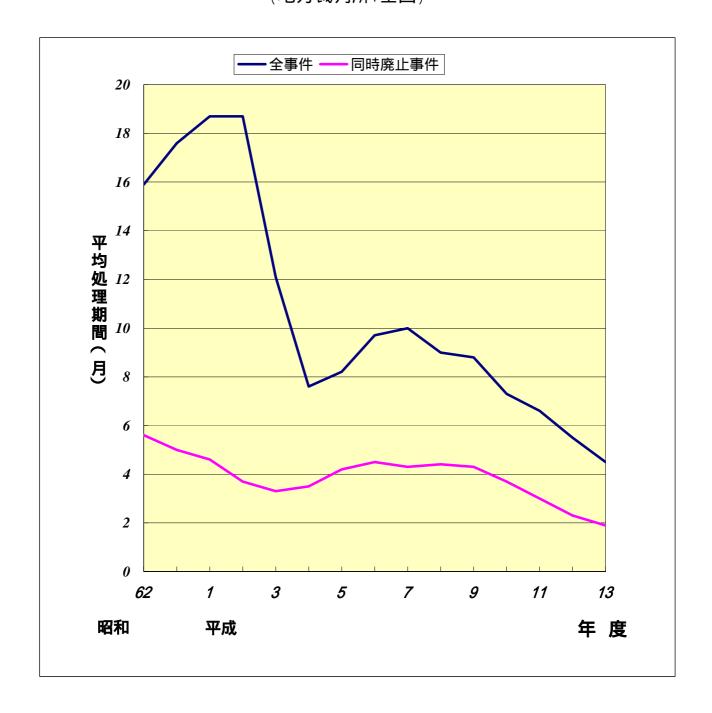
# 破産事件数 (地方裁判所:全国)



年 度	新受	既済	未済
昭和 62 年	11,584	12,612	21,318
63	10,940	12,376	19,882
平成 1	10,319	12,454	17,747
2	12,478	13,619	16,606
3	25,091	19,379	22,318
4	45,658	33,908	34,068
5	46,216	42,341	37,943
6	43,161	41,379	39,725

年	度	新 受	既済	未済
平成	7年	46,487	43,564	42,648
	8	60,291	52,044	50,895
	9	76,032	69,706	57,221
	10	111,067	101,447	66,841
	11	128,488	138,585	56,744
	12	145,858	148,266	54,336
	13	168,811	168,571	54,576

# 破産事件平均処理期間 (地方裁判所:全国)



年 度	全事件	同時廃 止事件
昭和 62 年	15.9	5.6
63	17.6	5.0
平成 1	18.7	4.6
2	18.7	3.7
3	12.1	3.3

年 度	全事件	同時廃 止事件
平成 4年	7.6	3.5
5	8.2	4.2
6	9.7	4.5
7	10.0	4.3
8	9.0	4.4

年度	全事件	同時廃 止事件
平成 9年	8.8	4.3
10	7.3	3.7
11	6.6	3.0
12	5.5	2.3
13	4.5	1.9

### 裁判官の人的態勢の充実

### 従前の増員政策

訴訟の迅速化,専門化等への対応 約500人+ (事件増対応)

# 更なる裁判官の増員の必要性検討

- ・裁判迅速化法への対応
  - ・第一審訴訟の2年以内終局の実現
- ・ 法曹養成制度改革への対応
  - ・法科大学院への裁判官教員の派遣
- ・ 今後予想される改革への対応
  - ・裁判員制度の導入
  - ・専門処理態勢の拡充

優れた人材の確保(弁護士任官の推進等)